

静岡県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年7月7日

静岡県監査委員 青木 清 高  
静岡県監査委員 城 塚 浩  
静岡県監査委員 吉 川 雄 二  
静岡県監査委員 佐 野 愛 子

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡県財務事務所	平成29年3月2日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 ①自動車税還付加算金の一部加算漏れ 3 内 容 自動車の抹消登録等に係る自動車税の還付に際し、還付加算金の加算漏れがあった。	
<b>【措置の内容】</b> 還付加算金の加算漏れがあった事案については、対象者に対して謝罪し、御理解をいただいた上で、平成28年9月9日に不足分の支払いを行いました。 再発防止への対応については、平成29年3月までに税務課において県税電算システムで還付加算金を自動計算するようシステムの改修を行っています。 なお、システム改修までの間は、平成28年9月より税務課から配信されるチェックリストを参考に、還付加算金の加算漏れを防止するためのチェックを行っております。 また、静岡県財務事務所としては、平成28年7月から、独自に複数の職員が還付加算金の有無や金額を確認できるよう起案書類にチェック欄を設けるなど事務処理の改善を行うことにより、再発防止に取り組んでおります。	

**【監査の結果】**

- |   |         |                            |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意                         |
| 2 | 件名      | ②自動車税還付関係書類の紛失             |
| 3 | 内容      | 平成28年6月、自動車税還付関係書類2件を紛失した。 |

**【措置の内容】**

平成28年7月から、税務事務進行管理マニュアルに則り、入力処理を終えた書類は速やかに専用綴に綴り、施錠可能な決められた鉄庫に保管するよう、関係書類の保管方法の見直しを行いました。

また、毎月の定例課長会議を通じて、個人情報保護管理等コンプライアンスの徹底を呼びかけ、各課職員に対し書類の適正な管理と紛失防止の徹底を指導しています。

今後も、職員に対し、税務事務進行管理マニュアルの遵守と税務情報の適正な管理の徹底に努めるよう指導を行っていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
環境衛生科学研究所	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 非常勤職員の年次有給休暇付与日数等の誤り</p> <p>3 内 容 平成20年度から継続雇用している非常勤職員の年次有給休暇の付与日数に誤りがあった。また、28年度勤務条件通知書の年次有給休暇付与日数等の記載に誤りがあった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 予備監査終了後、非常勤職員に謝罪し、以下の措置を講じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正しい年次有給休暇日を付与し、欠勤扱いとしていた分を年次有給休暇に修正しました。そのため、欠勤扱いとしていた6時間分の追給とそれに伴う、社会保険料等の事業者負担分及び本人負担分の追加納付をしました。</li> <li>・ 28年度勤務条件通知書の年次有給休暇付与日数等の記載誤りを修正しました。</li> </ul> <p>2 今後は、要綱等の正しい理解、事務処理に係る職員相互の審査体制を確実に行うなど、適切な事務処理の遂行に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
ふじのくに地球環境史ミュージアム	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 財産台帳の記載漏れ</p> <p>3 内 容 所管替えを受けた財産及び新設した財産について、公有財産台帳への記載が行われていないものがあった。また、工作物及び立木竹にかかる公有財産台帳について年度末残高が記載されていないものがあった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>監査結果を受け、平成28年度期末残高報告に向け施設内の工作物台帳を総点検し、現物確認を行い、公有財産台帳に記載しました。</p> <p>当館は、平成27年度から平成28年度にかけて、博物館の開館に向けた整備工事等に関する工作物の新設や高校当時からの既設工作物の撤去等が相次いだ結果、財産台帳への記載漏れが生じてしまいました。</p> <p>今後は、現物確認を徹底するとともに財産異動が生じた場合に直ちに台帳に反映するなど、適正な財産管理に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部健康福祉センター	平成29年3月2日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 その他の金券類受払簿の未作成 3 内 容 図書カードの購入、払出しにあたり、その他の金券類受払簿を作成していなかった。	
<b>【措置の内容】</b> 調査協力者への謝礼として図書カードを購入しましたが、本来、受け入れ、払い出しを記載する「その他金券類受払簿」を作成して管理すべきところを、受払簿を作成せず、記録管理をしていませんでした。 指摘を受けた後、直ちに受払簿を作成し、適正管理の徹底を図りました。 今後は、財務規則及び関係通知を遵守し、帳簿類の適正な取扱いに努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中部健康福祉センター	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成28年度に、公務中における交通加害事故が2件発生していた。</p>	

#### 【措置の内容】

職員の交通安全意識の高揚に加え、運転技術の向上によるリスクの軽減を図るために、次のとおり、交通事故の防止対策強化に努めています。

- 1 各部に交通安全対策推進委員2名を設置し、交通安全意識高揚の先導役として、また、交通安全対策の推進役として、積極的に交通事故防止に向けた活動をしています。
- 2 使用頻度の高い公用車にドライブレコーダーを整備し、安全運転の向上を図っています。
- 3 「公用車運転前点検表」に酒気帯びチェック欄を設け、前日に飲酒した場合は、必ずアルコールチェックを行い、運転の可否を確認してから出張するようにしています。
- 4 毎月、交通安全に関するスローガンを設定し、定期的に全職員にメールで周知するとともに、職員一人ひとりが考えた交通安全の標語を、毎日、事務所の出入口に掲示することで、交通安全意識の徹底を図っています。
- 5 運転技術の向上や安全運転への高い意識の定着を図るため、警察署の協力を得て、交通安全講習会及び交通安全啓発DVDの視聴会を実施しています。
- 6 新規採用職員を対象に、所内の運転手による運転実技講習会を実施しました。
- 7 毎月開催する課長連絡会において、課員へ交通安全を徹底するように指示しています。
- 8 事故があった場合には、課長連絡会において事故の概要と事故原因を説明し、そこから学ぶ安全運転のポイントの共有化を図っています。
- 9 中部出納室（藤枝総合庁舎安全運転管理者）主催の交通安全講習会や安全運転実技講習会への参加を奨励し、多くの職員が参加しています。
- 10 静岡県安全運転管理協会から毎月送付される交通安全広報誌や事故発生状況を、職員に随時情報提供しています。
- 11 公用車での出張の際には、出張する職員に対して安全運転に努めるよう声掛けを実施しています。
- 12 交通安全運動の実施時期や交通事故多発警報発令時には、その都度、内容を職員に周知し、各職員の意識の喚起を図っています。
- 13 セーフティドライブキャンペーン「チャレンジラリー150」に全職員が参加して安全運転を心掛けています。
- 14 自動車の運転に関する性格診断シートを職員に配付し、職員各自が運転における性格を把握し、安全運転意識の向上に努めています。
- 15 「コンプライアンス通信」を利用した、交通安全防止に係る危険予知トレーニングを、各課・班単位で実施し安全運転に努めています。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部健康福祉センター	平成29年3月2日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 非常勤職員の有給休暇に係る不適切な手続 3 内 容 非常勤職員について、有給休暇を取得したにもかかわらず休暇簿が作成されていないなど不適切な手続があった。また、年次有給休暇の付与日数等に誤りがあった。	
<b>【措置の内容】</b> 本件は、非常勤職員の休暇簿作成や休暇付与についての認識不足によるものです。 このため、直ちに所属職員に対し、適正な休暇の取得手続きについて改めて周知徹底しました。 また、職員ごとの休暇取得に関する留意事項を記載した確認表を新たに作成のうえ、全非常勤職員の休暇簿の裏面に添付し、休暇申請時に本人や関係職員が確認することで、適正な手続きが確実に行えるようにしました。	



監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部農林事務所	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ①建設工事の不適切な工期設定</p> <p>3 内 容 平成26年度の農地基盤整備工事で、実施不可能な短い工期で契約を締結していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、早期着工を行うために適正工期が確保できない状況でありながら、やむを得ず年度内に工事発注したものです。</p> <p>今後は、以下の対応を行い、適正工期を確保した工事発注に努めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度内に工期確保ができるかを早期に判断し、必要に応じた繰越手続きを行う。</li> <li>・ 工事規模により、債務負担工事による執行を検討して、適正な工期を確保する。</li> <li>・ 関係者へは、工事着手の遅延や休耕について、理解を求める。</li> <li>・ 設計書の決裁時に、適正工期が確保できているか厳密にチェックする。</li> </ul>	

**【監査の結果】**

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件 名 ②建設工事現場における死亡事故及び第三者事故の発生
- 3 内 容 平成27年度に実施した治山工事などで、作業員の死亡事故1件及び第三者事故1件が発生していた。

**【措置の内容】**

事故発生後に当事務所の課長級以上の職員及び検査監を委員とする「建設工事安全管理推進委員会」を速やかに開催し、個別に事故発生の原因と再発防止策の措置について検討し、受注者に対して指導注意等を行いました。また、管内受注者全体に対しては、工事現場での安全対策の徹底について文書にて通知しました。

なお、死亡事故1件については、重大事故に該当することから、事務所の「建設工事安全管理推進委員会」開催後、本庁の「経済産業部工事安全管理推進委員会」により入札参加停止2週間の措置対応を決定いたしました。

工事再開にあたっては、作業前の地山点検と地山の挙動を監視する体制の確保、必要に応じた土止め支保工等の設置等の安全対策を講じさせるとともに、再発防止に向けた安全管理体制の徹底のため、施工段階に応じた避難経路の確保と避難訓練等安全教育を強化するよう指導を行いました。

第三者事故は、上水道の送水管を破損したものでしたが、迅速な対応により水道の断水等市民に大きな影響を与えることがなく、復旧することができました。埋設物に関わる工事は、管理台帳等の綿密なチェックを徹底するとともに、記載がない場合でも慎重に工事を施工するよう受注者に指導を行いました。

今後も、監督・検査業務や安全パトロールなどを通じて、事故の原因となりうる事象に対して安全対策を講じるよう指導し、再発防止に努めてまいります。

**【監査の結果】**

- |   |         |                                 |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意                              |
| 2 | 件名      | ③交通加害事故の多発                      |
| 3 | 内容      | 平成27年度に、公務中における交通加害事故が7件発生していた。 |

**【措置の内容】**

当事務所では、毎月、部課長以上の職員で構成する「交通安全委員会・事故防止委員会」を開催し、事故防止の方策を検討するとともに、職員一人ひとりの交通事故防止意識の徹底を図ってきました。

具体的には、次の取組を実施してきました。

- 1 公用車交通事故発生時対応マニュアルの全職員への配付
- 2 始業時の交通安全標語の唱和
- 3 交通安全標語コンクールの実施
- 4 交通事故ゼロボードの設置
- 5 各種講習会等への参加
- 6 セーフティチャレンジラリーへの参加（全職員）

しかしながら、当事務所において交通事故が多発していることから、これまでの取組に加え、平成27年12月に全職員を対象に「交通事故防止を内容とした視聴覚教材（DVD）を活用した交通安全講習会」を開催し、平成28年度も継続して実施しました。

今後も、安全運転管理者講習会の内容を所内でフィードバックする、自損事故を減少させるために、狭路通過や後退時には同乗者が車両誘導を行い運転手を補助することや、運行前の周囲の状況確認を徹底させるなど、引き続き全職員が一丸となって、交通事故根絶に取り組んでまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
志太榛原農林事務所	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通加害事故と著しい速度超過の発生</p> <p>3 内 容 平成27年度に、公務中における交通加害事故が2件発生していた。また、平成27年10月に、公務外で交通違反（著しい速度超過）が発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>所長から、交通事故及び交通違反を起こした職員に対し厳重に注意するとともに、他職員に詳細を説明し、再発防止への注意喚起を行いました。</p> <p>当所では、所長を会長とする「交通安全対策委員会」を中心に、毎朝始業時の交通安全標語等の唱和、警察署員等による交通安全講習会の開催、職員の交通安全自己目標の設定及びその反省の実施などにより、職員の交通安全意識の徹底を図る取組を行っております。</p> <p>なお、今回の平成27年度の事故及び著しい速度超過違反の発生を受け、同委員会では、全職員にSDO端末等に貼る「交通安全ステッカー」を配布し、常に交通安全を意識する等の対策を実施しました。</p> <p>今後も、機会あるごとに交通安全対策に関する職員の意識啓発を図り、所内における交通事故及び交通違反の再発防止に取り組めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部農林事務所	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 非常勤職員の年次有給休暇付与日数等の誤り</p> <p>3 内 容 平成27年度から継続任用している非常勤職員の年次有給休暇付与日数等に誤りがあった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は平成27年度途中に任用した2名の非常勤職員を平成28年度に継続任用した際、1名は、休暇請求簿を作成する際、1年経過後に付与する年次有給休暇日数を誤って平成28年4月1日に付与した結果、平成27年度からの繰越日数を超えて取得した年次有給休暇は無給休暇となり、非常勤報酬の過払いが生じたものです。なお、もう1名は任用後1年が経過した時点で付与すべき年次有給休暇日数を休暇請求簿の残日数に加えなかったものです。</p> <p>予備監査後直ちに、当該非常勤職員の年次有給休暇付与日数を正すとともに、過払いとなった非常勤報酬について返納措置を行いました。また、休暇請求簿の様式を、年次有給休暇を付与する日付と日数及び総務班長押印欄を追加するよう改めました。</p> <p>今後は、非常勤職員身分等取扱要綱の運用通知により年次有給休暇付与の時期を確認するとともに、複数の職員で内容をチェックする等、適正な人事管理に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
計量検定所	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 測定過誤による基準器修理に係る損害賠償の発生</p> <p>3 内 容 平成27年12月、タクシーメーター装置検査用基準器の測定過誤により、本来合格の範囲にある基準器が不合格の状態であると誤認し、修理するよう指導したため、必要のない修理がなされ、損害が発生した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、タクシーメーター装置検査用基準器の測定の際、読み取り数値を誤ってパソコンに入力したために発生したものです。</p> <p>発見後、直ちに、「タクシーメーター装置検査用基準器の検査手順書」について、事前のOJT研修の実施、検査の役割分担の明確化と複数の職員による計測及び相互の確認、記録票に記載する数値の単位の指定等の改正を行い、検査方法を見直しました。</p> <p>また、事故の再発防止を図るため、所長を委員長とする業務事故防止委員会を設置し、業務上の課題を抽出し、担当課において検討を行い、その結果を委員会へ報告することとしました。平成28年度は各種マニュアル等を修正し、正確な検定の実施や作業時間の短縮等の改善を図りました。</p> <p>今後も業務事故防止委員会の活動のほか、各種の研修により職員の検査技術の向上を図り、測定過誤を発生させない検査体制を確立してまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
御前崎港管理事務所	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 電子複写機賃貸借契約における予防保守作業の未実施</p> <p>3 内 容 電子複写機賃貸借及び使用契約において、予防保守作業（定期点検）を1か月に1回以上行うことになっていたが、平成26年5月から27年11月までの間実施していなかった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本案件は、平成26年3月に長期継続契約として契約手続を行ったものですが、直後の人事異動の際の事務引継が不十分であったことから、契約に定める予防保守作業（定期点検）の履行確認が実施されていませんでした。</p> <p>平成27年11月に初めての臨時保守作業を依頼した際に、予防保守作業（定期点検）が未実施であることが判明したため、相手方事業者に対して確実に実施するよう注意し、その後は毎月定期的に実施しています。</p> <p>また、毎月の支払時に作成する支出票に保守完了報告書を添付して決裁を受けることで、点検実施内容の確認を複数職員が行うよう改め、業務未実施の防止を図りました。</p> <p>今後は、本案件に限らず、契約書に定めた業務が確実に実施されているか複数の職員がチェックすることで、再発防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
伊豆中央高等学校	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 非常勤嘱託員の年次有給休暇付与日数の誤り</p> <p>3 内 容 平成26年度から継続任用している非常勤嘱託員の年次有給休暇付与日数に誤りがあった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>平成26年度から勤続している非常勤嘱託員の年次有給休暇について、前年度からの分を繰り越さずに勤続2年目、3年目にも同じ日数と時間を付与していました。また、終日休むこととした場合に、日単位で付与していた年次有給休暇を使い切った後に、時間単位で付与していた分が残っていても、それを取得できないものと誤った判断をし、欠勤としていました。</p> <p>平成27年度分については、欠勤としていた分のうち、本来であれば年次有給休暇を取得することができた5時間（一日分）について年休取得を認め、給与及び通勤手当を平成28年12月26日に追給しました。また、平成28年度分については、前年度からの繰越分及び3年目に付与すべき年次有給休暇日数を確認し、正しい日数を付与しました。</p> <p>今後、年度当初の年次有給休暇付与の際には要綱等を見直し、よく理解してから付与することとし、年次有給休暇申請時にも残日数に誤りがないか、複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>	



監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士宮東高等学校	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 PCB使用照明器具の判明</p> <p>3 内 容 県内の公立学校では全ての学校から撤去したものとされていたPCB使用安定器を使用している照明器具が、52台あることが判明した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>照明器具52台のPCB使用安定器は、平成27年8月から9月にかけてドラム缶及びペール缶に格納し、本校管理棟1階階段下の倉庫（関係者以外立入禁止箇所）の中に保管しています。保管中のPCB使用安定器は、平成32年度までに処分する計画です。</p> <p>今回の判明に伴い実施した照明器具の調査では、校内全ての照明器具を取り外し点検した結果、PCB使用安定器を使用している照明器具は無くなっています。今後は、これまで以上に、施設設備の安全確保に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士宮北高等学校	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通違反（酒気帯び運転）の発生</p> <p>3 内 容 富士宮北高等学校の教諭は、公務外において酒気帯びで乗用車を運転し、交差点で一時停止していた前方車両に追突する人身事故を起こした。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 職員会議や研修を通して、飲酒運転の根絶に向け意識向上を図りました。</p> <p>(1) 平成27年12月～平成28年3月 飲酒運転根絶を目指し、県教育委員会から配布される資料や懲戒処分等の公表を必ず教職員に伝えるなど注意喚起を行いました。</p> <p>(2) 平成28年4月～平成29年3月 社団法人静岡県安全運転管理協会が主管する「安全運転管理事業所」に申請し、その指定を受け、1年間交通安全を常に意識した活動を行なうことを教職員に校長が宣言しました。また常設コーナーとして職員室内に「安全運転啓発コーナー」「コンプライアンスに係る情報コーナー」を設け、安全運転や不祥事根絶を図るための資料を掲示して啓発活動を、年間を通じて行いました。</p> <p>(3) 平成28年7月 夏季休業前の職員会議において、気の緩みからくる交通事故・飲酒運転について注意喚起を副校長より行いました。部活動や行楽において気を引き締めて自動車運転に当たるように指導しました。</p> <p>(4) 平成28年8月 富士宮警察署から講師を招いて交通安全に関する講話を依頼し実施しました。事故の具体的な事例を取り上げ、どのようにすれば交通事故を防ぐことができるのか分かりやすく説明していただきました。</p> <p>(5) 平成28年12月 忘年会シーズンを迎え飲酒運転を根絶するための注意喚起を副校長より行いました。宴会前に帰宅方法やハンドルキーパーを確実に押さえるなどの具体的な方法を提案しました。</p> <p>(6) 平成29年2月 教職員に対して個別に富士宮警察署員による「運転適性診断」を、シミュレータを借用し実施しました。各自が自動車運転で気を付けるべき点を指摘していただきました。</p> <p>(7) 以上に加え、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、飲酒運転を含めた不祥事を根絶するための様々な方策について話し合い、職員会議で提案しました。</p> <p>2 今後の再発防止策として、今後も繰り返し、会議や研修会において、飲酒運転の撲滅や交通安全の推進について啓発活動を実施するとともに、県教育委員会、交通安全管理協会等からの提供資料等を参考にしながら、より効果的な不祥事根絶のための活動を推進していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
掛川工業高等学校	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成27年度に、通勤途上における交通加害事故が3件発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 改善措置</p> <p>校長から、当該職員に対し、事故の状況、原因及び再発防止策の確認を行うとともに、交通安全に対する意識の徹底を図りました。</p> <p>また、全職員に交通安全に対する注意喚起を行うため、朝の打ち合わせの時間を利用し、具体的な交通事故事例等を紹介し、交通安全に対する意識の向上を図りました。</p> <p>2 今後の防止策</p> <p>「交通安全ニュース」等の資料を活用し、交通事故に対する危険性の注意喚起を随時行い、全国交通安全運動の実施前には、交通事故防止を呼びかけます。</p> <p>また、職員会議の中で、平成29年7月に交通事故防止に向けて意識の向上、平成30年3月に年度末における交通安全意識の高揚と飲酒運転防止の研修を行います。</p> <p>今後も交通安全や交通事故に関する情報提供、注意喚起及び研修を実施し、交通安全意識の徹底を図り、交通加害事故防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松東高等学校	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成27年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>全職員に対し、再発防止に向けて、次の取組を実施いたしました。</p> <p>1 朝の打合せ等で、全職員に「教職員交通安全ニュース」「信頼にこたえる」等を配布し、事故発生状況や事例等を具体的に提示して交通安全意識の向上を図りました。</p> <p>2 平成28年4月、校内研修会において、教職員交通事犯処理基準を確認し注意喚起をいたしました。</p> <p>3 平成28年12月、朝の打合せにおいて、教育長通知（飲酒運転の撲滅について）を配布し、飲酒運転の撲滅を指導するとともに交通安全意識の向上をはかりました。</p> <p>4 平成29年3月、朝の打合せにおいて、監査結果を説明し、交通加害事故の再発防止に努めるよう指導いたしました。</p> <p>今後も、職員の交通安全に対する意識啓発を図ることにより、再発防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜北西高等学校	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成25年度から27年度にかけて、3年連続で公務中及び通勤途上における交通加害事故が発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 交通安全意識の向上</p> <p>(1) 教職員の交通安全意識の向上を図るため、朝の打ち合わせや教職員研修などにより、交通安全についての情報を提供し注意を喚起しました。</p> <p>(2) 交通安全週間に交通事故防止と思いやり運転を呼びかけました。</p> <p>(3) 長距離通勤者に対し個別面談を実施し、余裕を持った運転を促しました。</p> <p>(4) 平成28年5月に、職員一人ひとりが交通安全についての自己目標を設定し、同年12月に振り返りと自己評価を実施しました。</p> <p>2 街頭指導への取り組み</p> <p>年3回実施されるPTAの街頭指導に教職員も参加し、教職員の交通安全についても呼びかけました。</p> <p>今後も、これらの取り組みにより、教職員の安全運転の徹底を図り、加害交通事故の再発防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松湖北高等学校	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成27年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本校開校（平成27年4月）以降、次に掲げる取組を実施するとともに、継続的に職員に対して、交通事故防止及び交通安全について注意喚起し、再発の防止に努めています。</p> <p>なお、6に掲げる講習会については、平成28年度の重点事項として実施したものであります。</p> <p>1 職員の交通安全意識の徹底を図るため、年度当初の職員会議において、校長が、交通事故防止及び交通安全について、再度注意喚起しました。</p> <p>2 毎月の職員会議において、校長による講話、「信頼にこたえる」「交通安全ニュース」等の県教育委員会作成資料を活用した交通安全を含めた不祥事根絶のための研修及び啓発を行っています。</p> <p>3 全国交通安全運動の期間中1回、朝の職員打合せにおいて、職員2人が交通安全についての1分間スピーチを行い、交通安全に係る意識の高揚を図っています。</p> <p>4 県教育委員会から発せられる交通事故・交通事犯の情報は、他の事案とともに直ちに口頭で伝え、周知を図っています。</p> <p>5 職員のみならず、生徒に係る交通事故等の情報についても毎朝の職員打合せで伝え、注意喚起を行っています。</p> <p>6 署轄である細江警察署生活安全課長による交通安全を含むコンプライアンス全般に係る講習会を実施し、職員の意識の高揚を図りました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士特別支援学校	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成27年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が3件発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 交通規則遵守についての注意喚起</p> <p>(1) 平成28年度当初の職員会議で校長から職員に安全運転、防衛運転への意識をいっそう高め交通事故ゼロに向けて全力で取り組むことへの注意喚起をしました。</p> <p>(2) 監査結果が公表された翌日の朝の打ち合わせで校長から職員に対して、監査で注意を受けたことを伝え、今後における交通事故防止及び交通安全について注意喚起をしました。</p> <p>(3) 春・夏・秋・年末の交通安全運動期間中には、運動の重点項目について伝え交通事故防止の意識を全職員に喚起しました。また、長期休業中は、外出する機会も多いため教育公務員としての自覚をもって安全運転するよう注意喚起しました。</p> <p>2 今後の防止策</p> <p>(1) 毎月、交通事故防止に関する注意を促すために、運転の注意事項や交通安全の標語を職員室の出入口に掲示しています。</p> <p>(2) 年度当初に校長から朝の打合せや校長通信を通して信頼される教師になるよう啓発します。</p> <p>(3) 通勤途上の危険箇所の確認を個々に行い、安全運転自己目標を記載し、常に意識できるよう机上に掲示します。</p> <p>(4) 全職員に対してKYT（危険予知訓練）を実施し、防衛運転の意識を高めます。</p> <p>(5) 「信頼に応える」別冊研修事例集や交通安全ニュースなどの事例を使い、その原因と予防策をグループで話し合います。</p> <p>(6) 交通安全に関する情報を朝の打合せや学校掲示板でタイムリーに伝えていきます。</p> <p>(7) 毎週末に校内放送で防衛運転の励行を呼び掛けていきます。</p> <p>(8) 県の交通安全運動期間や年度始めや学期始め等区切りの時期の始まる前に安全運転、防衛運転の意識を喚起していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
藤枝特別支援学校	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成27年度に、通勤途上における交通加害事故が3件発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>交通事故を未然に予防するため、職員一人ひとりの安全運転に関する意識の高揚や運転技術の向上によるリスクの軽減を図るなど、以下のとおり様々な交通事故の防止対策に取り組んでいます。</p> <p>なお、平成28年度は、新たな取組として以下1～5を実施しました。今後も、交通加害事故撲滅に向け、様々な取組を実施していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員室内に交通加害事故が何日起きていないかを表す「ムジコメーター」及び交通標語を設置し、達成目標等の見える化を図りました。</li> <li>2 学年単位での交通安全目標の設定のほか、学年でグループワークを実施するなど、より小さな単位で交通安全に関する取組を実施しました。</li> <li>3 朝の打ち合わせ時に、職員が交代で交通事故・ヒヤリハットの体験談や安全運転について普段心がけていることなどのスピーチを行い、職員の安全運転意識向上を図りました。</li> <li>4 ドライブシュミレーターを使用した講習を実施し、運転者の適性をチェックするなど、職員の運転技術に関する確認を行いました。</li> <li>5 過去5年間の職員の交通事故の原因、発生月、時間帯を分析し、職員に注意を促しました。</li> <li>6 校長などの管理職などをメンバーとする企画会等の校内会議において、交通事故の発生状況や事故防止策について情報共有を行い職員に伝達しています。</li> <li>7 警察署員を講師招請し、安全運転に関する講習・実技講習を実施しています。</li> <li>8 春・夏・秋・年末の交通安全期間中に、管理職等が街頭指導を実施し、安全運転意識の向上を図っています。</li> <li>9 セーフティチャレンジラリーに運転者全員が参加すると同時に、期間中、校内でも無事故無違反者の表彰をしています。</li> <li>10 職員の意識改善のため、「交通安全ニュース」を発行し、「かもしれない運転」や「二段階停止」など、安全運転に関する情報提供を実施しています。</li> </ol>	



監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜北特別支援学校	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成27年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	

## 【措置の内容】

### 1 平成27年度

- (1) 教育委員会から職員の懲戒処分に関する通知があった時など機会を捉えて朝の打合せで交通事故や交通違反の防止を呼び掛けるとともに、夏季休業等長期休暇前の職員会議で交通事故等の防止に努めるよう指導しました。
- (2) 平成27年9月の職員会議終了後、信頼向上研修の一環として、副校長が交通安全について話をし、事故や違反の防止に努めるように呼びかけました。
- (3) K-mixが主催する「チャレンジラリー150」に全職員が3人一組で参加し、無事故無違反に努めました。
- (4) 主事会で交通事故等の防止を議題とし、管理職間で認識を共有するとともに、学部会等で部主事から交通事故等の防止を呼びかけました。
- (5) 通勤時に同じ交差点で2件の交通加害事故が発生したため、平成28年2月に通勤等でその道路を極力使用しないように職員に指示しました。併せて、自分が毎日通勤に使用している道路の危険箇所を再認識し、事故を起こさないように注意するよう、全教職員で確認しました。

### 2 平成28年度

- (1) 教育委員会から職員の懲戒処分に関する通知があった時など機会を捉えて朝の打合せや職員会議で交通事故や交通違反の防止を呼び掛けるとともに、夏季休業等長期休暇前の職員会議で交通事故等の防止に努めるよう指導しました。特に、特別支援学校の臨時職員が飲酒運転で検挙されたという新聞報道があった時には、校長が職員に対して飲酒運転や交通加害事故を絶対にしないように強い口調で指示しました。
- (2) 平成28年7月12日、浜北警察署の職員を講師に迎え、教職員を対象とした交通安全講話を実施しました。
- (3) 平成28年9月の職員会議終了後、信頼向上研修の一環として、副校長が交通安全について話をし、事故や違反の防止に努めるように呼びかけました。
- (4) 主事会で交通事故等の防止を議題とし、管理職間で認識を共有するとともに、学部会等で部主事から交通事故等の防止を呼びかけました。
- (5) 平成28年12月以降、職員親睦会が主催する忘年会等に車で参加する場合は車で参加していることを明示するワッペンを付けることを義務付け、本人だけでなく、まわりの者も飲ませないことを徹底しています。
- (6) 平成28年12月21日、職員会議終了後、信頼向上研修の一環として、副校長が交通安全について話をし、事故や違反の防止に努めるように呼びかけました。併せて、全職員の交通安全意識を向上させるため、全員に紙を配布し、自分自身が日常の運転の中で気をつけることを記入して校長に提出させました。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜名特別支援学校	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通違反（酒気帯び運転）の発生</p> <p>3 内 容 浜名特別支援学校の臨時講師は、公務外において酒気帯びで乗用車を運転し、タクシーに追突するなど、人身及び物損事故を起こした。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 平成28年11月に全職員対象に飲酒運転関連の次の不祥事根絶研修を行いました。</p> <p>(1) 安全運転管理者研修の伝達講習の実施</p> <p>(2) アルコール常識クイズの実施</p> <p>(3) 代行運転依頼手順の確認、地域登録業者一覧の紹介</p> <p>(4) アルコールスクリーニングテストの実施</p> <p>2 学校福利厚生会の忘年会を自粛し、職員個々の酒宴も自粛するよう呼びかけを行いました。</p> <p>3 交通安全促進会による年末年始の飲酒運転撲滅、交通事故ゼロの呼びかけを行いました。</p> <p>4 平成28年12月の職員会議にて、副校長から冬季休業中の勤務・服務、交通安全等について留意するよう呼びかけを行いました。</p> <p>5 平成29年3月の職員会議にて、副校長から年度末休業中の勤務・服務、交通安全等について留意するよう呼びかけを行いました。</p> <p>6 平成29年4月当初に、新任臨時講師対象とした不祥事根絶研修（飲酒運転防止を含む）を実施します。</p> <p>7 平成29年度の年間を通じて、不祥事根絶取組計画に沿って不祥事根絶研修を実施します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松中央警察署	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成27年度に、公務中における交通加害事故が3件発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>(発生所属における措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 署長・副署長が交通事故の特徴や運転時の心構えなどをテーマとした講話を行うほか、全職員に危険を予測した防衛運転を励行させるなど、交通事故防止の徹底を図っています。</li> <li>・ 職員事故当事者に対して、運転免許試験官の経験を有する職員による実走指導を行い、安全運転の基本を再徹底させています。</li> <li>・ 就務・退庁時、交通事故防止を注意喚起するための館内放送を行っています。</li> </ul> <p>(警察本部における措置)</p> <p>警察本部監察課が、次の措置をとり再発防止に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転技能向上のため、民間の交通教育施設において、安全確認要領を含めた実技指導等の訓練を受講させています。</li> <li>・ 幹部の同乗指導により自己の運転特性を認識させる施策を推進しています。</li> <li>・ 愛車精神を醸成させるため、公用車の自主点検を実施させています。</li> <li>・ 各種監察の機会において、交通事故防止に関する指導状況を検証し、その徹底を図っています。</li> </ul>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
公益財団法人 静岡県文化財団	平成29年 3 月 2 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 指定正味財産台帳等の未整備</p> <p>3 内 容 公益財団法人静岡県文化財団会計処理規程では、指定正味財産台帳と特定資産台帳を補助簿として備え関係事項を記載することとなっているが、指定正味財産台帳を作成していなかった。また、特定資産台帳は存在するが、積立取崩等の記載に誤りがあり、台帳残高が貸借対照表と一致していなかった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>指定正味財産台帳は、公益法人会計基準において必置とされていないこと、顧問の公認会計士に公益移行後の公益財団法人で当該台帳を整備している実例を把握していないことを確認したことから、公益財団法人静岡県文化財団会計処理規程を改正し、指定正味財産台帳を補助簿から削除しました。</p> <p>また、特定資産台帳の記載誤りについては直ちに修正し、台帳残高を貸借対照表と一致させました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
学校法人 三島学園	平成29年3月2日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 補助金に係る実績報告書の記載誤り 3 内 容 高等学校等就学支援金事務費補助金に係る実績報告書に記載誤りがあった。	
<b>【措置の内容】</b> 補助金実績報告書については、補助金交付要綱に基づき、補助対象経費を正しく分類し、正確に記載します。 補助金実績報告書については、複数職員で点検・確認し、記載誤りを防止します。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
学校法人 南陵学園	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 不適切な実績報告書の提出</p> <p>3 内 容 高等学校等就学支援金事務費補助金及び静岡県私立学校経常費補助金の実績報告書について、実態とは異なる不適切な実績報告書の提出を行い、補助金の交付を受けていた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>高等学校等就学支援金事務費補助金については、平成28年度の申請より適切に申請を行っていません。また、事務担当者との共通理解を図り再発防止に努めています。</p> <p>静岡県私立学校経常費補助金の実績報告書についても、平成28年度の実績報告より確認を徹底し正確な書類を作成するよう改善を行います。</p> <p>この度の監査結果を事務職員全員でよく理解し、業務を進めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
学校法人 吉田学園	平成29年3月2日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 不適切な現金管理 3 内 容 私立学校緊急環境整備事業補助金を受け入れた後に引き出した現金の管理が適切に行われていなかった。	
<b>【措置の内容】</b> 監査の結果を受け、平成28年度事業の補助金については、法人の指定口座への入金後速やかに対象園の口座へ振込処理を行いました。 補助金に係る支払の処理は、現金で引き出すことなく全て振り込みとして、複数人によるチェックを徹底することで、適切な現金の管理に努めます。	



監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
日本環境マネジメント株式会社	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ①収入印紙の不適切な管理</p> <p>3 内 容 収入印紙使用簿の宛先等が明記されておらず、使途が不明となっているものがある。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 平成28年11月中に収入印紙の取扱いに関するルールを整備及び周知いたしました。 収入印紙使用簿に確認者欄を設け、使用時に館長または副館長に印をもらう体制に変更し平成28年12月より運用しています。</p> <p>2 今後の防止策として、使用時に館長または副館長が都度確認をすることにより、使用簿への未記入を防止いたします。また、月末には出納責任者である館長が棚卸を行い、過不足があった場合には原因の調査を行い解決に努めるとともに、その旨を記載いたします。</p>	
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ②不適切な債権管理</p> <p>3 内 容 浜松労政会館及び静岡労政会館における利用料金について、督促状による督促及び債権管理簿による管理が行われていないものがあった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 平成29年3月中に「静岡県労政会館の利用料金未納者に対する取扱要領」に基づき債権管理事務の運用をマニュアル化し周知し、4月より運用いたします。</p> <p>2 利用者の利用料金未納が発生した時点で、館長へ報告いたします。報告を受けた館長は、マニュアルに基づき、迅速に督促状による督促及び債権管理簿による管理を行います。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡県森林組合連合会	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分    注意</p> <p>2 件 名                ①補助金に係る実績報告書の記載誤り</p> <p>3 内 容                住んでよし しずおか木の家推進事業に係る実績報告書に記載誤りがあった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 事業実施期間の終了日について、実際は平成28年3月31日であったが、誤って30日と記載してしまったので修正しました。</p> <p>2 非専任者の人件費について、時間単価で計算すべきところを日額単価で計算し計上してしまったので修正しました。</p> <p>3 一部経費について、消費税を含んだ額で計上してしまったので、消費税を省いた額に修正しました。</p> <p>4 計上すべき経費のうち一部が未計上であったので修正しました。</p> <p>以上について、平成29年2月6日付けで実績報告書の修正報告書を静岡県林業振興課に提出しました。</p> <p>今後は、次のとおり改善措置を実施し、今回の修正点に特に留意しながら、適正な事務処理にあたります。</p> <p>1 補助金実績報告書の記載方法、経費算入方法等に係る担当職員研修を実施する。</p> <p>2 実績報告書検算等について、内部牽制により、担当、系統部長、常務による三段階の確実なチェックを実施する。</p>	

**【監査の結果】**

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意   |
| 2 | 件名      | ②消費税課税区分に関する会計経理誤り   |
| 3 | 内容      | 住んでよし しずおか木の家推進事業に関する支出及び補助金収入の一部において消費税の課税区分を誤って会計経理を行っていた。 |

**【措置の内容】**

消費税の申告に際して、事務経費に係る補助金収入を課税売上として申告していましたが、補助金は非課税であることから、速やかに修正申告を行い、過大納付した消費税の還付請求の手続きを行います。また、今後は補助金収入については、消費税の非課税収入として適正に処理します。

今後は、次のとおり改善措置を実施し、今回の修正点に特に留意しながら、適正な事務処理にあたります。

- 1 消費税申告事務に係る担当職員研修を実施する。
- 2 消費税申告書検算等について、内部牽制により、担当、系統部長、常務による三段階の確実なチェックを実施する。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
公益財団法人 浜名湖総合環境財団	平成29年3月2日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 契約書の記載不備等の不適切な再委託業務 3 内 容 平成27年度に締結した浜名湖公共係船施設管理業務委託契約において、契約書の記載に不備があった。また、業務実施計画書の提出等同契約書の規定の一部が履行されていなかった。	
<b>【措置の内容】</b> 記載に不備のあった契約書については、不備があった部分を速やかに訂正しました。 また、履行されていなかった業務実施計画書の提出等についても、契約の相手方を指導し、速やかに関係書類を提出させました。 今後は、不備のない契約書の作成及び契約内容の履行確認を複数の職員により行い、適正な業務の執行に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
機関名非公表	平成29年3月2日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 生徒への不適切な発言</p> <p>3 内 容 男性教諭は、平成28年5月から6月にかけて、2年女子生徒2人に不適切な発言を行った。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 臨時の職員会議の開催</p> <p>事実発生後、校長が教職員に、本件の概要を伝え、被害生徒への状況を注意深く観察し、生活状況や精神面で変化が見られれば副校長に報告すること、また、綱紀の粛正について訓示しました。</p> <p>その後、保護者会を開催し、校長が生徒・保護者に対してこれまでの経緯を説明し、謝罪するとともに、教職員に対しても体罰・セクハラ等について注意喚起の徹底を訓示しました。</p> <p>処分公表後は、校長が教職員に本件における処分内容を説明し、被害生徒が安心安全に登校できる環境を構築するための共通理解を図りました。</p> <p>2 不祥事根絶に向けた研修会の実施</p> <p>職場の規律保持、服務違反のない職場の環境づくりについて、職員会議後副校長からの訓示や服務違反となる事例を挙げた研修会を実施し、教職員一人ひとりが不祥事根絶の自覚を深めました。</p> <p>その後も、毎月実施の職員会議後に研修会を行い、不祥事に対する教職員の意識と教育公務員としての使命感、倫理観の高揚を図ってきました。</p> <p>3 部活動指導における服務規律の徹底強化</p> <p>教頭が部活動顧問に体罰・セクハラ等の行為や普段の指導における言動等、教育公務員としての使命感や倫理観の高揚を改めて喚起するとともに、保護者や地域から信頼の得られる開かれた部活動運営を行うよう訓示しました。</p> <p>4 今後の対応</p> <p>引き続き毎月1回以上の不祥事根絶研修を行い、教職員の規範意識を高めます。</p> <p>また、教職員への日常の声掛けや職場内の相互のコミュニケーションが図れるように風通しのよい話しやすい環境づくりを行い、不祥事根絶に向けて教職員が一丸となって綱紀粛正に取り組み、再発防止に努めます。</p>	